

相楽東部広域連合修学旅行費補助金交付要綱

平成30年1月22日
教委要綱第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する特別支援学校の小学部又は中学部に在籍する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に求められる教育に関する負担の軽減を図り、教育環境の向上を目指すため、相楽東部広域連合修学旅行費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、特別支援学校の小学部又は中学部が行う修学旅行に参加した児童生徒と生計を一にし、かつ、笠置町、和束町及び南山城村のいずれかに住所を有する保護者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、児童生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費の全額とする。ただし、保護者が国又は地方公共団体の負担において修学旅行費の全部又は一部の給付等を受けた場合は、補助金の額から給付金等の額を除くものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとするときは、当該年度の修学旅行終了後、相楽東部広域連合修学旅行費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、相楽東部広域連合教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 教育長は、前条の規定に基づく交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、相楽東部広域連合修学旅行費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、相楽東部広域連合修学旅行費補助金交付請求書（様式第3号）に基づき行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会教育長 様

（保護者）

住 所

氏 名

㊞

相楽東部広域連合修学旅行費補助金交付申請書

年度において修学旅行費補助金の交付を受けたいので、相楽東部広域連合修学旅行費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 対象児童生徒

氏 名	生 年 月 日	学 校 名	学 年
	年 月 日	支援学校 小学部・中学部	年
	年 月 日	支援学校 小学部・中学部	年

2 交付申請額 金 _____ 円

国又は地方公共団体の負担において修学旅行費の全部又は一部の給付等を受けた場合は、補助金の額から給付金等の額を除く。

3 添付書類

- (1) 修学旅行実施計画書
- (2) 修学旅行費の内訳が分かる書類

4 学校長証明欄

上記の児童生徒は、（ ）支援学校小学部・中学部（ ）年に在籍し、（ ）年度、本校が行った修学旅行に参加したことを証明します。

年 月 日

所 在 地

学 校 名

学 校 長

電話番号

㊞

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

相楽東部広域連合教育委員会
教育長

㊟

相楽東部広域連合修学旅行費補助金交付決定通知書

年度における修学旅行費補助金については、相楽東部広域連合修学旅行費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 対象児童生徒

氏 名	生 年 月 日	学 校 名	学 年
	年 月 日	支援学校 小学部・中学部	年
	年 月 日	支援学校 小学部・中学部	年

2 交付決定額 金 _____ 円

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会教育長 様

（保護者）

住 所

氏 名

印

相楽東部広域連合修学旅行費補助金交付請求書

年 月 日付け 号で交付決定のありました修学旅行費補助金について、相楽東部広域連合修学旅行費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 金 額 金 _____ 円

2 振込先金融機関

金融機関名	
本・支店名	
預 金 種 別	1 普通預金 2 当座預金 3 その他
口 座 番 号	
(フリガナ) 口座名義人	

※ 保護者名義の口座を指定してください。